

FAX→086-226-2037

メール→referee@okayama-fa.or.jp (一財)岡山県サッカー協会審判委員会宛

## 審判休止願出書

(受付締切: 2026年2月28日迄)

審判員は、やむを得ない理由がある場合に限り、審判活動の休止を申請することができます。（休止期間は最長でも2年間です。）登録休止の申請が認められた審判員は、休止状態となり「更新講習会」および「登録料の支払」を免除されますが、審判活動をすることはできません。なお、休止した審判員が活動を再開する場合には、当該審判員は、所定の講習会(実地)に出席する必要がありますので、(一財)岡山県サッカー協会ホームページにて次年度以降の更新講習会開始をチェックし審判委員会事務局へ再開申請(次年度更新講習申込)を行うようにしてください。※(公財)日本サッカー協会審判員及び審判指導者に関する規則改定に伴い、資格休止期間は、申請日の翌年度より最大2年間となり、休止期間を過ぎた場合は、降級または失効することになりました。

(申請者記入欄)

申請年月日: 年 月 日

J F A I D (JFA.....)	JFA	
審判登録番号	R	
資格	サッカー・フットサル	級
フリガナ	(西暦)生年月日	
氏名		
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
休止理由		

※ 電話番号: 必ず日中でも連絡のとれる電話番号をご記入ください。

※ メールアドレス: ケータイメールアドレスの方は、referee@okayama-fa.or.jp からのメールを受信できるよう設定をお願いします。

※ 休止の条件(理由例): 長期の海外勤務、長期の病気治療などのために審判活動できない等です。

年度内で一時的に審判の活動ができない場合(海外出張や風邪などによる体調不良)は、登録休止の条件にはあたりません。

※ 休止期間は、各年度単位です。年度途中での復活 および 休止期間中に新規4級資格取得・昇級3級受験等していただくことはできませんので、ご注意ください。

(一財)岡山県サッカー協会 審判委員会事務局

TEL: 086-227-5653 FAX: 086-226-2037

〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル6F

E-mail: referee@okayama-fa.or.jp